

令和6年3月14日

## 託送供給約款制定不要の承認について

内閣府沖縄総合事務局長から、沖縄電力株式会社（法人番号3360001008565）によるガス事業法第76条第1項ただし書の規定に基づく託送供給約款を定める必要がないものとする申請に関する、同法第177条第1項10号の規定により、沖縄総合事務局長から電力・ガス取引監視委員会委員長あてへの意見聴取の件について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」Ⅰ．ガス事業関係 第1審査基準（20）の①及び②に該当するので、託送供給約款を定める必要がないものとするに異存がないことを別紙のとおり内閣府沖縄総合事務局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略  
府経政策第42号  
令和6年3月14日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款制定不要の承認について（回答）

令和6年3月12日付け府経エ燃第95号により、貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第76条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認については、承認をすることに異存はありません。